

第3回 小樽市自治基本条例検討委員会

開催日時

令和5年8月31日（木） 10:00～11:30

開催場所

小樽市役所 市長応接室

出席

会 長 片桐 由喜 氏 （国立大学法人 北海道国立大学機構副学長・教授）
副 会 長 小笠原 眞結美氏 （小樽商工会議所 女性会会長）
遠藤 雅光氏 （一般社団法人 小樽青年会議所理事長）
佐々木 理瑚氏 （市民公募）
中 一夫氏 （小樽・朝里のまちづくりの会 副会長）
野口 透子氏 （市民公募）
橋本 つぐみ氏 （市民公募）
村岡 啓介氏 （株式会社エフエム小樽放送局 チーフアナウンサー）
村津 七恵氏 （ネットワーク・らん 監事）

※傍聴者 1名

— 会議内容 —

1. 開会	(省略)
2. 挨拶	(省略)
4. 議題	
(1) 事務局からの報告	
・自治基本条例フォーラムの結果について	(省略 事務局より説明)
(2) 見直しの必要性の検討	—「第6章 議会及び議員」— (省略 事務局より説明)

<p>事務局</p>	<p>第6章の議会および議員につきましては、条例の策定段階において、議会基本条例をつくる場合に、差し障りのないようという配慮があったと聞いております。なお、議会についての取り組みにつきましては資料に書かれているような状況となっております。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>議会の運営については、この条例の他にも、色々な決まりがあると思うんですけども、そういう議会の決まりも含めて、きちん運営していくということが、この二つの条文に謳われていればよいのではないのでしょうか。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>検討の視点としては、議会が議会として果たすべき役割を果たして機能しているかどうかという問題と、個々の議員がその職責に応じた働きをしてるかという、二つの側面があると思います。この条例の中で、議会がまちづくりに対してどれだけきちんとコミットするかということがこの条文の中に込められていれば、必要にして十分ではないかと思いますが、皆さんはいかがですか。</p>
<p>中委員</p>	<p>市長は何かと大変で、町内会長と一緒に語る会を持ったり、様々なところに出かけて行って、市民との接点を作ってますけれども、市議会議員の方が、接点の作り方が幾分弱めという気もしないではないです。身近なところで、地域選出の議員さんとは、毎日のように会うこともあるんですけども、やはり、ゆっくりと意見を言い合うというチャンスはなかなかないのかなと感じています。以前は、市民と語る会を作ってくれたりしていたようですけども。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>個々の議員ですか。</p>
<p>中委員</p>	<p>何人かで、地域ごとに交流会みたいな懇談会をやられた時期もあって、1回、2回だと、あまり成熟した議論までいかないでしょうから、ある程度そういった機会があると、より議員さんの生の声を聞けますし、市民も言いやすくなるのではないかというふうには思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>おそらく議会が開催する「市民と語る会」の事ではないかと思います。コロナ禍以降の開催状況は把握してないのですけれども、記憶では、議員全員ではなく、何人かの議員で、複数の場所で開催をしていたと思います。</p>
<p>中委員</p>	<p>コロナ禍以降はやってないと思います。</p>

<p>村津委員</p>	<p>実は、私たち「ネットワーク・らん」の活動は、三つありまして、学習会、市議と語る会と、市長と語る会を開催しております。その方法につきましては、各会派に出席の要請を行って参加してもらっています。特定の会派だけをお呼びするのではなく、すべての所属議員さんに声をかけて来ていただくという形です。若い議員さんの出席が多いのですが、ベテラン議員さんの出席も望んでいます。私どものような個人で活動している集団でも、議員と語り合える機会が持てることを、その部分をしっかりと、もっと多くの方々に知らせていくこと、また、議員の方々も同じ立場で活動していただくこと、そんな繋がりが必要なかと思います。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>今おっしゃった、お2人の方の意見は、第15条の2項のところの、議会は議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営に努めますという条文の具体的な反映が、「市民と語る会」のような、意見交換会ですとか、「らん」さんのようなところに出かけていって、色々なお話をするとということに繋がるかと思います。</p> <p>その次の議員の責務のところでは、市民と意識を共有し積極的に市民の意向を把握するという形で、まちづくりに関わる市民の皆様の声を市政に反映するように努めることが議員の責務として規定されております。ですから、条文の建付けとしてはきちんとしているのかなと考えています。問題は、それをきちんと議員が実践しているかどうかというところに懸かっているのではないかと思います。</p> <p>—「第8章 行政運営」— (省略 事務局より説明)</p>
<p>片桐会長</p>	<p>それでは第8章この行政運営の条文が何条があるのですが、本来の機能を発揮し初期の目的を達成しているか、ということで、市の評価は概ね肯定的な評価になっておりますが、皆さん方はこれにつきまして、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足します。第29条外部監査のところですけど、外部監査としては、実例なしという形で書いているんですけども、内部監査は行っております。外部監査を実施する場合には、別に条例を作って、外部の方に監査してもらおうという仕組みになるのですが、外部の監査は、必要に応じてということなので、外部に委託するという仕組みにまでは至っていないということです。</p>

<p>片桐会長</p>	<p>行政運営につきまして、この条文が、市民のまちづくりを支援するといえますか、機能を発揮しているかという視点からご覧になって、いかがでしょうか。</p>
<p>中委員</p>	<p>ちょっと雑談的な話になってしまうんですけど、先般、ある衆議院議員が、地域住民と語り合う会をやりたいということで、気が重くて、あまり積極的に行ったわけではないんですが、出かけましたら、やはり地域の切実な問題や、知的障害を持っている方の親御さんの訴えなんかもあって、それなりに有意義なものでした。その日の議題のテーマの中に、北海道新聞の紙面を使っていて、それは、似鳥財団の似鳥会長が進めているまちづくりの2回連載があって、その内容だったのですが、とにかく小樽の行政のスピード感が遅過ぎると。それはそうです、ニトリさんはトップダウンでこれをやるぞと決めたら、重要文化財でも何でもすぐやっつけてしまいますし、財源的措置もポンとすることから早いです。それで、三井銀行もあつという間に重要文化財になって、その似鳥さんのお話が新聞に載っているのですが、とにかく小樽はスピード感がなくて遅くて、待ってられないということをおっしゃられているのですが、もっともと言えばもっともですよ。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>衆議院議員からはどのような発言がありましたか。</p>
<p>中委員</p>	<p>衆議院議員からは、それはニトリさんのスピードと、小樽市は議論しながら詰めて積み重ねていってスタートするわけですから、スピード感が一緒になるのは難しいだろうと。ただし、似鳥さんの話ももっともで、あれだけ町に愛情を持って小樽の街に入れ込んでくれて、大変大きな仕事をしてきている人なんかいない訳ですから、もうちょっと、歩み寄り方があってもいいのかなと思ったのです。現実には、今、歴史的文化遺産のことで、市の教育委員会や、建設部や企画政策室も一緒になって、縦割りではなく、横で繋がっている組織も作って、相当頑張ってくれているなど、本当にありがたいことだと思っています。それをある程度スピード感を持ってやらなければならないということで、改善策に向かっているということなんでしょうし、実際にそういった庁内の連携が進んでいるってことは、ありがたいことだと思っています。現実的に難しい問題もありますけれども、できるところはすでに進めてくれていて、いい状況になっているのではないのかなというふうには受けとめております。</p>

片桐会長	したがって、この第8章行政運営の各々の条文が、まちづくりのために、一定程度機能していると、そういう評価ですよね。
事務局	第23条の組織運営のところに書かれていますけれども、効率的かつ機能的な組織の編成だとか、その辺りが関わりがあるのかなとお聞きしておりました。スピード感の部分と手続きを丁寧にするというのは、両立しない部分があるわけですが、市役所の動きは遅いな、もっと早くできないかなというような感覚はありますか。どんどん決めてくれたらいいのにとか。
小笠原副会長	先程、中委員がおっしゃっていた横串の組織というのはすごくいいと思うんですけど、やはり縦割りの弊害が、あると思うんですよね。手続きの簡素化というのはすごい大きなテーマだと思うのですが、あまり簡略にしすぎると、いろいろ問題があると思いますので、そこは絶えず見直しをして、手続きの進め方がこれでいいのかという見直しは必要ではないかというふうには思います。ただし、私は、長年、市の方とお付き合いさせていただいており、納得しているところもあるので、もっと新しい感覚を持っている若い方に、意見を聞かれた方がいいかなと思います。それから、その手続きの簡略化については、もう少し市役所の中で議論してはどうなのかなというのはいつも感じてます。
事務局	遠藤さんとか橋本さんとか若い世代はどうでしょうか。
遠藤委員	私はそれほど気にしたことはないです。
橋本委員	私も初めから、時間はかかるだろうなという感覚で、物事を相談させていただくことが多いです。ただし、大体これくらいかかるということを最初におっしゃっていただけているので、こんなものかなという感覚はあります。ただし、市民としては、市役所の中の組織で自分が相談したことが、どういうルートでどこまで届いて、誰がどんなふうを考えてくれていて、また戻ってくるのかという点については、もう少し見るとよいと思います。例えば、大きなトピックスは、様々なルートをたどっていて、実現されるまでには、ものすごく多くの人に関わっているはずなんですよね。だから、そういうことがもう少し見えてくると、遅いなんていうよりは、これだけの人が関わってくれていて、体制が整ってるという感覚に変わっていくのではないかと思います。

<p>片桐会長</p>	<p>行政の見える化ってよく言われるところですね。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>そして、それに対する説明ですよね。説明を、その相談者にきちんと第一段階で、相談してくれたときに、このことに関してはこういう手続きが必要なので、このぐらいの時間がかかりますよという説明をされると、すごく納得しますよね。そういうことは確かにないですよね。それはいろいろ考えていて、あまりその場で、早計に言ってしまっただけではないというのがあるんだと思うんですけれど。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>道路が陥没しました、穴が開いていますと住民から連絡があったら、建設部の方がすぐに現場を確認しに行くじゃないですか。意思決定も何もなく、すぐいきますよね。空き家が放置されていて、そこに何か毎晩毎晩、よからぬやからが集まっていて、地域住民が心配で市役所に電話しましたと言ったら、市役所はどうするんですか。すぐいきますよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>すぐに確認しに行くと思います。ただ、行政代執行となると、正式な手続きを経る必要がありますので、まずは、その持ち主の方に話をすることになるので、タイムラグが発生してしまうという状況です。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>まず、すぐに見に行っただけで、そのあと所有者を見つけて、処分を依頼するなり、代執行処分するなり、結構法的な手続きに入ると時間はかかりますよね。そうなる地域住民からすると、何をやっているんだみたいなふうになると思うのですが、そこで、先程、小笠原さんがおっしゃったり、橋本さんがおっしゃったような、説明ですよね。このプロセスの可視化、こうして次はこうして何日間の猶予を置いた後、裁判所に行って、行政執行命令もらってそれから執行に入ります、だから最低でも3ヶ月かかりますっていうのがあると、市役所ちゃんと動いてくれてるんだなというのがわかるんじゃないかと思います。すぐにやらないということはないんだと、多分思います。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>市役所に関わる部分で、クレームの対応と、通常の市民生活の中で起きるお願い事は、分けて管理されてるのかなと思うんですよね。クレームに対する対応については、ものすごく早いと思います。ただし、全く想定していないようなことを市民から持ちかけられたりすると、前例やマニュアルがあるわけではないので、話を受けた担当の方も、その時点で考えているので、その場ですぐには返答できないというこ</p>

	<p>とがあるのではないかと思うんですよね。企業の場合、リスクマネジメントをすごく重要にしています。クレームというのは企業にとっては、情報の宝みたいなものであって、そこさえ起きないような組織運営をしておけば、企業は、ある程度安定するんですよね。多分、行政の中にもそういうクレームに対するマネジメントについて、代々引き継がれていて、例えば道路に穴が開いたなんていうことは、もう過去に何回もあったことなので、対応ができてきているのだと思うのですが、時代が変わっていく中で、新しい今までになかったような案件が来たときには、過去に前例がないので、一から考えるので、時間がかかるということかなというふうに思います。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>まとめますと、概ね高い評価を得ているということで、よろしいですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>この第8章については、行政運営について規定されていますが、比較的具体的な制度と結びついております。他都市では、細かいところまで規定するパターンと、小樽市のように理念型といいますか、ある程度抽象的に規定しておき、具体的制度の細かい部分は柔軟に見直していくというようなつくりになっているものと二つのパターンがあります。</p> <p>具体的に、もっと細かく規定した方がいいものなのか、現在のように、理念型の規定のまま、ある程度行政側に任せるべきということなのか、その辺の皆様の意見はいかがでしょうか。</p>
<p>村岡委員</p>	<p>アンケート結果を見ると、割と厳しめの内容というか、どちらともいえないとか、あまり当てはまらないというパーセンテージが少し高くなっていると思うんですが、例えば、最初の行政サービスが適切に提供されているのかという部分については、もしかしたら、先程のスピード感であったり、今、どういう進捗で行われているのかというのがわかりにくかったりしているということなのかもしれない。でも、それを踏まえても、課題はあるにしても、条文があるからこそ市民はそれに対してこういう結果になっているわけで、あまり細かく規定すると多分それにガチガチに縛られてしまうのかなという感じがするので、この理念型で、柔軟に対応していくという条文の方が、よいのではないかなという気がします。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>私も、細かく条文を書くと、状況が変わったときに、対応できなくなってしまうので、今のように理念型にして、変わっていく状況に柔軟</p>

	<p>に対応できるようにしたほうがいいと思いました。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>市としてはどちらがやりやすいんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>条例の下に要綱というものがあまして、条例で規定してしまうのか、要綱の方で規定するのか、どちらかで書かれる形になるので、理論上は、条例の趣旨を踏まえて、要綱がつくられれば、機能するはずなんです。ただし、アンケートをみると厳しめの意見もあったものですから、建付けとして条例で書く方法もあると考え、ご意見を伺ったものです。委員の皆さんがおっしゃる通り、条例であまり細かく書きすぎると、条例は変えるのが大変なものですから、柔軟性は無くなるという懸念があります。そういう意味でも、こういった5年に一度の見直す機会に皆さんのご意見を聞いておくことは、大事なことだと思っています。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>条例改正は、議会に諮らなければならないですし、時代とともに不要な条項も出てくるときに、何年も残しておくのも、みっともないので、基本的には理念型にして、細かいことは要綱に落とすというのが、スタンダードな形ではないかなとは思いますが、ただ、このアンケートでネガティブな回答が多いのはどうしてなのでしょう。自己分析はどうですか</p>
<p>事務局</p>	<p>先程、ご意見がありましたように、新しい案件に対しては、十分には対応できていない可能性はあります。一方で、先程、市民に対する説明が上手ではないのではないかというご意見もいただきました。確かに、最初の時点で見通しを説明するとか、クレームがあったときに、現在、こういう検討状況になっていますなどと、こまめに連絡することで、アンケートの結果は変わってくるのではないかと思います。そういった意味では、条文の建付けがどうかにかかわらず、もう少し踏み込んで説明することで、納得性が高まるのではないかと思います。ご意見を聞いていました。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>では、概ね行政運営に関しましてはこのような理念型で、今後においても維持するというを一応の共通認識としておきます。</p> <p>—「第9章 魅力あるまちづくり」— (省略 事務局より説明)</p>

<p>片桐会長</p>	<p>この条文につきまして、本来の機能を発揮するのに十分であるかという点について皆様いかがでしょうか。これはアンケートの結果も大変好評で、やはり小樽は、観光都市ということが広く市民に浸透していることが現われていて、市役所も一生懸命バックアップしているということを市民が理解していることの証ではないかなというふうに思いますが、もう一步、こうしたほうがいいのか、それを条文にこういう形で盛り込んだらいいといったようなご意見はございますか。</p>
<p>中委員</p>	<p>私自身、これからの将来を含めた小樽のまちづくりの行き先を考えながら、いろいろな事業に取り組んでいる最中なんですけれど、特に一番願っているのは、単に観光客が来て、喜んでもらって経済活動が発達するというだけではなくて、基本的に、まちの品格を喜んでもらえるような、ここに風格というとてもすてきな言葉が入っているんですけども、僕はまちの育成を考えると、品格が高く評価される都市づくりを目指して欲しいと、常々思っていて、言葉の問題かもしれませんが、品格ある観光都市をつくれたらいいなというのを願っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>アンケートも比較的高評価で、この観光都市という部分に関しては、良い評価をいただいております。取り組みの部分については、日本遺産の決定に向けた取組ですとか、町並み、景観保全などについては、熱心に取り組んでおりますので、良い形で観光振興にフィードバックされていけば、風格という条文の文言に耐えられるのではないかと思っています。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>風格あるっていう部分ではないんですけど、私はこの3番目の市民についての条項が気になっています。一方で、アンケートの結果を見ると、観光都市であることに魅力や活力を感じているという市民が多いことに少し驚いております。ただ、訪れる人たちを温かく迎えるよう努めますっていう部分に関しては、観光と市民生活が今はすごく離れていると感じています。それはまず、例えば、小樽の人が堺町にはほぼ行かないんですよ。あるいは運河に行ったりとかはしない。このアンケートの結果からは、遠くから見ていて、魅力や活力を感じてはいるけど、自分が主体的にその中に、観光客に触れて、ウエルカムというか、そういうことを色々な場面で表現するようなことを、小樽の人はしていないというふうに思うんですよ。それは市民が悪いのではなくて、もっと行政が市民に対して啓発するようなことをしてもいいのかなというふうに思います。例えば、観光関連には小樽市からあ</p>

る程度の予算を投入していると思うんですね。でも、こういう市民への啓発に関しては、予算をどの程度使っているか、具体的にわからないですけど、それほど一生懸命やっていないのではないかという気がしているんですね。ですから、市民がどうしても傍観者になっているというのが、何か見えないというふうに思っていて、もっと積極的に観光に関わる市民を増やして、将来的には、観光客の方が、例えば山の方まで歩くようなまちになってくれればいいなというふうに思っています。今後、市民生活とぶつかってしまう場面も出てくると思うので、道案内ですとか、いろいろな面で、観光客に対して小樽の人が関わってくれば、観光客の満足度がもっと上がるのではないかなというふうに思ってます。余談ですが、今年の3月に鹿児島行ったのですが、たまたま持病の片頭痛の薬を持っていくのを忘れてしまったところ、飛行機の中が寒くて、頭が痛くなってしまいました。鹿児島に降りてすぐタクシーに乗って、病院へ連れて行ってもらったんですよ。その病院のお医者さんにもすごく親切にされたんですね。タクシーに荷物を運んでくれて、見送りまでしてもらって。鹿児島にちょっと用事があったんですけど、鹿児島のまちが本当にいいまちに感じられました。観光客の方に対して、たった1人でもそういう経験をしてもらうことで、その印象が良くなって、私は、今こうして何人もの方にお話してるわけですよね。小樽の評判というのはそういうふうにして、全国に広がっていくものなのではないかと。小樽はまだまだかなというふうに思っています。

中委員

小笠原委員の話聞いて、僕も思うところがあります。今、私どもで町並みゼミを誘致するにあたって、堺町通りの重要伝統的建造物群保存地区の先行きが少し見えてきたという感触を持っていて、もっと歴史文化を後世に残していく手だてを、今から国と連携してやるべきだということを強く感じています。それと同時に並行しながら、実は地域遺産連合会っていうのを作っております、塩谷、朝里、蘭島、住ノ江、4団体で組織しているんですが、今、小笠原委員がおっしゃられたように、地域の方がまず自分たちの地域にあまり関心がないというか、観光客の来るところだけいいところなんだろうという認識はあるのかもしれませんが、もっと地域を知るべきだし、観光客が観光するより前に、地域住民が自分の地域を観光するべきでないかなということを常々思います。その辺が、市民の人格、品格を高めていくすごく大事なポイントになってくるのではないかと思いますし、それに関して言うと、小笠原委員がおっしゃったように、あまり行政の後押しができておりませんので、ゆくゆくそういった町全体を含めた景観

	<p>の見直しや、素材の見直し、歴史文化の掘り起こしなんかなども視野に入れていっていきえるようになったらいいなというふうに感じます。</p> <p>片桐会長 そうしますと、第31条の条文に基づきまして、色々な施策を実行しているところですけども、それに関して概ね市民は高い評価をしていると。ただ、今、お二人からご指摘がありましたとおり、市民そのものの観光に対するアクセスの度合いというのは、そんなにはないのではないかと。ただ、この条文そのものは、趣旨を反映しているのではないのでしょうか。具体的な要綱なり、年ごとの様々な政策の中で、市民が関わっていくようにするのがベターかなというように思います。ただ、外国から来るお客さんがよく言うのは、小樽に限りませんけれども、非常に町並みが綺麗だと。普通海外に行きますと、本当に牛乳パックとかビールの缶が道路に落ちていたりとか、たばこの吸い殻が普通に落ちていたりとか、そういうところがある中で、小樽は本当に町並みが綺麗で、ごみ一つ落ちていないというのは、市民も非常に自覚できるでしょうし、環境部局も、ごみのないところにごみは捨てづらいので、そういう意識の高まりというのは、市民全体に浸透しているのかなというような意識はあります。それから、うちの近所に人力車のお兄さんがいるんですけど、朝大体6時ぐらいに、彼らは火ばさみを持ってごみ拾いしているんですよ。それは、自分の安全運行のためでもあり同時に、必ず人力車の服装でやっていますから、すごいアピールになって、観光客にいいイメージを与えているのではないかと。そういう取組の積み重ねが、今、中委員がおっしゃった風格とか品格というものに繋がっているんじゃないかなと。また、比較的小樽は治安もいいですね。</p> <p>—「第10章 安全で安心なまちづくり」— (省略 事務局より説明)</p>
<p>片桐会長</p>	<p>安全で安心なまちづくりを定めた第32条につきまして、従来通りのこの条文でこれからもよろしいかどうか、あるいは、何か改善する点があるのかという点についてご意見等がございましたら、お願いいたします。</p>
<p>中委員</p>	<p>この安全安心のまちづくりは、どちらかというと町内会との連携が重点的ですよ。僕も何回か、連合町内会や市からのお話も伺ってますけれど、きめ細かい話がいつも出ています。また、交通事故に関する、その白線がこう消えてるから早く直して欲しいとか、かなり現実</p>

	<p>的な問題が常にディスカッションできるような状態になっていますし、まず市は大分そういった町内会や市民の声を、割とよく聞き入れてくれているのではないのかなというふうに思いますし、いいのではないかと思います。</p>
<p>村津委員</p>	<p>小樽市の中では、もう町内会すら無くなっている地域があります。高齢化が進んで、町内会の運営がなかなか大変となっています。そういうところに関する行政の関わりがないと、こういうアンケートにでてきているのもあるのではないかなと。</p>
<p>事務局</p>	<p>小樽の場合、災害が比較的少ないこともあって、実際に大災害が起こった時に、きちんと対応できるかという懸念はあるかもしれません。自治基本条例に結び付けてみますと、災害時には、自助、共助、公助になりますけれども、まず自分で身を守る、次に地域で支え合う、そしてそれらを含めて全体を市の方で補っていくという3段階なんですけれど、他のまちの状況を聞いたところ、自主防災組織というものがあるようで、地域で共助の仕組みづくりに熱心に取り組んでいるまちもあります。小樽市は、これから力を入れていくと聞いておりますが、今までは町内会単位でやっていたのが、町内会という組織以外にも、共助の仕組みを作っていくことは大切なのかもしれません。ただし、この点は条文の問題というよりは、条文に基づいて、これから力を入れていくべきだと捉えているところです。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>野口委員は、日々生活していて、安全とか安心に関して不安に思ったりすることはありますか。</p>
<p>野口委員</p>	<p>条例と少しかけ離れているかもしれませんが、小樽の中心部を離れると高齢者も多く、交通事故が不安です。例えば、信号が変わるまでの時間が短く、歩くスピードに沿っていないことや、主要道路に面しているにもかかわらず、街灯が少なく、夜になると暗いことが不安です。どこに提言したらよいのかわからない人も意外と多いです。最近は観光客のレンタカーも多いので、いつか接触事故が起きないかと心配です。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>わかりました。この条例を基にして、市では様々な政策を組んで実施しておりますが、それにもかかわらず、アンケートは結構厳しい結果となっております。どちらとも言えないというのは、どういうことでしょうか</p>

<p>橋本委員</p>	<p>想定が見つからないというのが一番大きいのかなと思います。私はルームシェアをしているんですけど、たまたまその同居人に、何かあった時の避難場所をわかっているか聞いたところ、わからないと言っていました。では、どう調べるのかと考えたときに、長く住んでいると、小学校がこの辺にあって、中学校がこの辺にあって、きっとあそこに駆け込めば助けてもらえるというのは感覚的にわかるのですが、進学とかでポンと小樽に来た人や就職で来た人は、その小学校の場所に対する感覚があまりなく、どこが避難所なのかという情報を、自分で取りに行かなければなりません。頻繁に水害があったりとか、地震が起きたりする地域ではないからこそ、わかっていない。起きたときにどうするという想定がないから、どちらともいえないということではないかと思いました。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>避難場所については、例えば、電柱に書いてますよね。ある時、私の事務所の地域の避難場所は稲穂小学校だというのをある時見つけて、そうなんだって初めて知りました。もしかしたら、知らせ方が足りないかもしれないですね。広報おたるに、絶えず入れる情報のような気がするんですよ。定型的に入れる情報ではないかなという気はします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>お子さんをお持ちの方は自分のお子さんの小学校なり中学校が一番近いので、多分そこに行くっていうイメージがあると思うんですけど、単身で、かつ町内会に入っているんですけど、ごみステーションが使いたいから入っているというような感覚で地域との繋がりが全くないと、何か災害のときのイメージはついていないと思います。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>会社が色内にある、稲穂大通り商店会というところに入ってるんですよ。そこで災害について皆で勉強しようということで、小樽市にお願いしたら、消防署の方が二人来てくれて、夜にみんなで集まって、この地域のお話を伺いました。自宅にいるときに災害に遭うとは限らないですよ、会社にいるときにあうことだってあると。もしここで津波が起きたらといった説明から始まって、ハザードマップを全員に配っていただいたのですが、黙っていたら、そういう方は来ないと思うんですよ。私たちは商店会の会長さんに、やりましょうって言ったら、声をかけてくださって、それで来てくださったんですよ。だから、このアンケートの結果なんかでも、黙ってる方が多いのだと思うんですよ。自分で何とかしようっていうふうに思っていらっ</p>

<p>片桐会長</p>	<p>しゃるのか、例えば、町内会長さんに何かそういうのを一度やりましようとか、声をかけてはどうかと思います。そういう何か知る努力というのでしょうか、待っているのではなくて、こちらから主体的にお願いするとか、情報を掴むとか、そういうことが求められているのかなと思います。黙ってたら何も起きないっていうか、やはりアクションをすることが必要なのかなというふうに思います。</p> <p>それでは、概ね、第32条は、これに基づいて様々な施策が運営されているということと、アンケートが厳しい結果なのは、自分のこととしてあまり意識してないということが大きいというふうに思います。</p> <p>—「第11章 国、北海道及び他の自治体との連携及び協力」— (省略 事務局より説明)</p>
<p>片桐会長</p>	<p>この連携及び協力体制について、何かご意見等ございますでしょうか。</p>
<p>中委員</p>	<p>先ほどの話の続きなんですけども、10月の全国町並みゼミの関係上、迫市長が非常に熱心に協力していただき、そして、ご自身も参加してくれるということで準備が進んでいます。そして、小樽市長が自らパネラーとなってくれるという状況ができましたので、それで函館市長と内子町長にも小樽に来てもらって、これからの歴史文化まちづくりを討論していこうという算段になっています。その挨拶に、函館市と内子町に行ってきたんですけれども、特に函館には、市長も一緒に行っていました。函館市長は、これから新幹線が延伸されるので、北海道を縦断して、札幌まで人が移動していくことから、小樽と函館の連携というのは、もっともっと深めていく必要があるんじゃないかということをおっしゃっていました。ナホトカ、ダニーデンという国際的な都市とも使節団が行き来していますし、台湾や韓国とも交流が盛んですし、そういった交流からいろいろなまちづくりのヒントをぜひフィードバックしていただけたらと思います。そして、交流できてよかったねというところから、もう一歩でも二歩でも、踏み込んでいただいて、連携がさらに進んでいけば、ありがたいなという印象を持っています。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>大体この5年間、この第33条、34条に基づいて、様々な取り組みが展開されてきているところです。展開していく上で、逆に言うとその事務局の方で、もっとするためには条文にこういうのがあったらいいんだっていうことを日々の業務で感じることはありますか。</p>

<p>事務局</p>	<p>例えば、第33条の取り組みの自己評価が書いてますけれども、北しりべし定住自立圏、これは小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の1市4町1村で一つの圏域を作っているんですけども、この中で、北後志成年後見センターを共同運営したり、消費者センターなどを共同運営しております。また、これに加えて、平成31年からさっぽろ連携中枢都市圏、これは札幌市を中心とする圏域、岩見沢市、江別市、北広島市など12の市町村で圏域を組んでおります。この圏域の人口で北海道内の人口の50%くらいを抱えているので、ここに参加することで、札幌市の都市機能にアクセスしやすくなるというような、札幌市の人口は小樽市の10倍以上なので、グループの中に入ることによって協力を引き出せるということもあって、色々と取組を進めているところですけども、公共施設の共同運営に加え、民間事業者も絡めていけないだろうかなどと考えております。条文というよりは、どちらかといいますと、そういった具体的な取り組みの方に頭を使っているところです。</p>
<p>小笠原副会長</p>	<p>一つお聞きしたいんですが、この第34条のところの取り組みの中に、上から2行目に企業との包括連携、14件とありますよね、これはどういう企業との連携なんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>例えば、ニトリさんとか、北洋銀行さんとか、最近ですとコンサドーレさんと連携協定を締結しております。例えば、まちづくりに協力しますとか、子どものスポーツ教室の開催を手伝いますとか、いくつかの分野にまたがっているものを包括協定と呼んでおります。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>この第11章、国、北海道、他の自治体との連携及び協力というのは、現状としてこの条文で概ね機能を果たしてきているということでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>—「第12章 条例の位置付け等」— (省略 事務局より説明)</p>
<p>片桐会長</p>	<p>条例の位置付けにつきまして、何かご意見等ございますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足説明させていただきます。第35条につきましては、この条例がいわば最高法規ということもあり、今回のような見直しの必要性の検</p>

<p>片桐会長</p> <p>(3) 前回の検討委員会のまとめ</p>	<p>討も含めて丁寧にやっているところです。第35条については、市側の自己評価としては条例の趣旨に基づいて業務に取り組んでいるということです。第36条の見直しの必要性の検討を、まさに進めているところですが、この点について補足します。資料を見ていただきたいのですが、道内他都市の状況をまとめさせていただきました。</p> <p>< (参考) 他都市の見直し状況①② ></p> <p>函館市、北見市は見直しの規定がそもそもありません。他は、大体4年か5年ごとの見直しとなっておりまして、札幌市はすでに3回見直しの検討を終えております。旭川市、釧路市は1回、帯広市、苫小牧市、江別市は3回ということです。</p> <p>見直しの手法のところについて、次回にご意見をいただきたいと思っているのですが、今回の見直しの検討においては、検討委員会を立ち上げてフォーラムやアンケートも行ってきたところですが、他都市のやり方を見ると、もう少し簡素なやり方をしているところもあります。特に、釧路市、帯広市につきましては、外部の方を集めた検討委員会を、直近の見直しではやめてしまったというふうに聞いてます。帯広市では、検討委員会から、見直しの検討方法を考えるべきという提言が出て、それを踏まえて外部の方を集めて検討することをやめてしまったようです。その辺を含めて、例えば第36条の方は見直しを5年ごとにするという、この規定自体が函館市とか北見市のように、削除してしまうという考え方や、見直しの検討方法は特に規定されていないことから、こういう見直しの検討方法についても、次回の会議でご意見をいただければと思っています。</p> <p>条例の位置づけについては、特によろしいですね。</p> <p>他の都市も結構見直しをしています。こういう市民を集めた委員会を設置しないで、市の内部でやっているところも若干あるということです。</p> <p>これまでで、第12章までをすべて終えて、概ね、趣旨に沿った形で条例がこれまで運営されて、それが市の施策に反映されてきているところで皆さん方からは概ね、意見を共有したかと思えます。</p> <p>(省略 事務局より説明)</p>
-------------------------------------	--

<p>片桐会長</p>	<p>平成30年の提言書のときの意見が枠組みの中です。それに対して◎の部分で前回の委員会で皆様方から出された意見を箇条書きにまとめたものとなっております。これに過不足がないか、もしくは、これはなくてもいいんじゃないか、あるいは、これを追加して欲しいというご意見はありますでしょうか。</p>
<p>村津委員</p>	<p>読み込むのに時間が必要ではないでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、次回までに読んできていただいて、特に、例えば前文と第1章、2章は5年前と今回では方向性がだいぶ違う意見が出ておりますので、次回その点についてのご意見を伺いたいと思います。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>わかりました。皆さんお持ち帰りになりまして、前回の議論で出た部分をお読みになって、ご意見がありましたら、次回の委員会でお話しください。</p>
<p>4. その他</p>	
<p>事務局</p>	<p>次回の日程確認なんですけども、次回は9月29日（金）10時からとなっております。</p> <p><次々回の日程調整></p>
<p>事務局</p>	<p>では、次々回は10月31日（火）午前か午後で設定します。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>では次回9月29日（金）10時からで、今回の資料を皆さんお読みになって、次回に臨んでください。本日はありがとうございました。</p> <p>以上</p>